

こんなCASEはいかがでしょう。

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

中国での日常生活でよく使う交通手段の一つとしてタクシーがあります。先日、タクシーに乗った際、とても新鮮な体験をしました。中国ではライドシェアが一般的になっており、最近では、通常のタクシーよりライドシェアのタクシーを使う機会が増えています。主な理由としては、様々な特典が付いて価格がリーズナブルなこと、領収書も紙ではなく電子版で受け取れること、一つのタクシーアプリの中に多くのライドシェアサービスが入っており比較できることなどが挙げられます。

ある夏の炎天下の日に、いつものようにタクシーアプリを使ってライドシェアサービスの車を呼んで乗った際、車内の冷房の温度を下げてほしいと運転手に言ったところ、「自分で下げてくれ」と素っ気ない返事でした。素人運転手の雑なサービスと思って、もう一度言ったところ、「自分の携帯で好きに調節してくれよ」という返事が返ってきました。私は意味が分からず携帯電話の画面を見たところ、なんと携帯画面に車内温度と設定温度が表示されており、自分で携帯の画面を操作することで、車内冷房の設定温度や強弱を調節できたのです。更に驚いたのは、車内が少し涼しくなったところで、音楽が流れてきたのです。もしかと思って、運転手に別の曲を流せるかと聞いたところ、「自分の携帯で好きに選んでくれよ」との返事でした。車内冷房と同様、携帯電話の画面に音楽の選択画面が表示されており、自分の好きな音楽を選んで車内で流せることができたのです。その後、快適な車内で好きな音楽を聴きながらタクシーに乗ったのは言うまでもありません。また最近では、タクシーアプリを使う際には意識的にそのライドシェアサービスの車を選ぶようになっています。

日本でも数年前から「CASE」という言葉が流行しており、最初の頭文字「C」は「Connected」を指し、いわゆる「コネクテッドカー」を意味します。コネクテッドカーというと、本来的にはICT端末としての機能を有する自動車のことであり、周囲の道路状況等のデータをネットワークを介して集積・分析し、事故発生時の緊急通報システムなどに使われるようですが、先日のタクシーでの出来事は、まさに「車と繋がった感覚」を持つことができました。また漠然とではあるものの、目的地までの移動手段という車に対する固定観念が将来的に変わると実感できた気がしました。

中国でのライドシェアサービスは、いわゆる大手IT企業や自動車メーカー傘下の企業等、様々な会社がサービスアプリを出しており、この手のサービスには個人情報の漏洩リスクといった問題が常に付きまといまいます。しかし、単なる移動手段をあたかも自分の部屋のように変えてしまう、このバイタリティにはいつも驚かされます。また日本でも同じようなサービスがあるとタクシーを使う人が増えるのではと少し思った次第です。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。